

株式会社 松尾工務店 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員が、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成17年4月1日から平成21年3月31日までの4年間。

2 内 容

目 標 1 平成18年4月までに、育児休業を取得しやすく、職場復帰し易い環境の整備をする。

〈対 策〉

- ・ 平成17年6月 従業員の具体的ニーズの調査、制度の見直し等の検討開始。
- ・ 平成17年9月 社内広報誌等により、男性も育児休業を取得できることや、従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後における労働条件に関する事項について、従業員に周知する。

目 標 2 平成19年4月までに、小学生就学前の子を養育する従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

〈対 策〉

- ・ 平成18年6月 従業員の具体的ニーズの調査、制度の詳細に関する検討の開始。
- ・ 平成18年9月 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施。

目 標 3 平成20年4月までに、週に1回のノー残業デーを完全に実施する。

〈対 策〉

- ・ 平成19年6月 所定外労働の原因の分析等を行う委員会の設置。
- ・ 平成19年9月 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年2回実施。